

自動車重量税のエコカー減税の見直し（乗用車）

**改正前（平成30年（2018年）5月1日
～31年（2019年）4月30日）**

	初回車検	2回目車検
電気自動車等（注1）	免税	免税
2020年度燃費基準 +90%達成	免税	免税
2020年度燃費基準 +80%達成	免税	免税
2020年度燃費基準 +70%達成	免税	免税
2020年度燃費基準 +60%達成	免税	免税
2020年度燃費基準 +50%達成	免税	免税
2020年度燃費基準 +40%達成	免税	
2020年度燃費基準 +30%達成	▲75%軽減	
2020年度燃費基準 +20%達成		
2020年度燃費基準 +10%達成	▲50%軽減	
2020年度燃費基準 達成	▲25%軽減	
2015年度燃費基準 +10%達成	（本則）（注2）	

**改正後（平成31年（2019年）5月1日
～33年（2021年）4月30日）**

初回車検	2回目車検
免税	免税
免税	免税
免税	
▲50%軽減	
▲25%軽減	

（注1）電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、クリーンディーゼル車、天然ガス自動車。

（注2）ガソリン車への配慮、円滑な基準の切替えの観点から、経過措置として、平成30年（2018年）5月1日～平成31年（2019年）4月30日の間は、2015年度燃費基準+10%を達成しているガソリン車（ハイブリッド車、軽自動車除く。新車。）には本則税率を適用。

（注3）ガソリン車及び石油ガス自動車は、いずれも平成17年排出ガス基準75%低減車（☆☆☆☆）又は平成30年排出ガス基準50%低減車に限る。